

定期コンテナ航路の拡充を促進するための港湾施設使用料の減免
及び入港料の免除に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、酒田港における定期コンテナ航路の拡充を促進することを目的として、定期コンテナ航路に係る港湾施設使用料の減免及び入港料の免除（以下「港湾施設使用料の減免等」という。）を行うため、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号。以下「条例」という。）及び山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県条例第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 減免等の適用対象

港湾施設使用料の減免等は、定期コンテナ船（酒田港と特定の港湾との間を月2回以上の頻度で定期的に運航されるコンテナ航路に就航する船舶をいう。）のうち、次の各号に掲げるもの及び当該定期コンテナ船の利用荷主に適用する。

- (1) 令和6年8月1日において運航されている定期コンテナ船（令和9年7月31日までの運航に供されるものに限る。）
- (2) 令和6年8月1日から令和9年7月31日までの間において新たに運航を開始する定期コンテナ船（運航を開始する日から3年以内の運航に供されるものに限る。）

第3 減免等の内容

(1) 港湾施設使用料の減免

次の表の左欄に掲げる施設について、同表右欄に掲げる率

減免対象施設	減免率
岸壁	2分の1
軌道走行式荷役機械	3分の1
移動式荷役機械	3分の1
専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	2分の1
大浜ふ頭上屋	2分の1

(2) 入港料の免除

次の各号の回数が偶数回目であるもの

- ア 第2(1)の船舶 令和6年8月1日以降の酒田港への入港回数
- イ 第2(2)の船舶 運航を開始する日以降の酒田港への入港回数

第4 減免等のための手続き

(1) 港湾施設使用料

ア 第3(1)の減免を受けようとする者は、規則第22条の規定により、使用料・占用料等減免申請書(別記様式第17号)を提出するものとする。

イ 知事は、減免申請書が提出されたときは、第2及び第3(1)に該当する場合、条例第17条第3号の規定により、使用料を減免するものとする。

(2) 入港料

ア 第3(2)の免除を受けようとする者は、入港料免除対象船舶承認申請書(様式第1号)を提出するものとする。

イ 知事は、免除対象船舶承認申請書が提出されたときは、第2及び第3(2)に該当する場合、条例第19条第6号に該当する船舶として、入港料を免除するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国際定期コンテナ航路の拡充を促進するための港湾使用料の減免に関する要綱(平成20年5月9日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 平成21年7月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成24年7月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 平成27年7月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 平成30年7月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 令和3年7月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 令和5年5月31日までに酒田港に入港した国際定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 令和6年7月31日までに酒田港に入港した定期コンテナ船に係る港湾施設使用料の減免等については、なお従前の例による。